

市民厚生常任委員会（9月3日）

開会（9：21）

○青島委員長 ただいまより市民厚生常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は、議第59号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案」の1件である。

議案の審査に入る。

議第59号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○青島委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○杉田委員 余り詳しくなくて、単純な質問で申しわけないですけど、事前にいただいていた資料の中に、平成29年度の決算額で、歳入歳出別の収支として、9億幾らかというのがあって、それが補正の予算額のほうに矢印で下に書いてあるんですけど、いいですか。

この矢印に書かれたところで、昨年、平成29年度の決算額の9億7千何がしというのが、そのまま補正予算のほうに組み込まれた、この金額のうち、使ったもので、まだ2,897万円というのがまだ余分にあったよということでもいいのか、確認が欲しいんですけど。

○橋ヶ谷保険年金課長 今回の御質問でございますけれども、今、決算の繰り越しは9億7,000万円程度あります。そちらが実際に決算として繰り越しさせるわけですが、内容的にはその中に今回補正をさせていただいている2,800万円程度の精算部分、あとは今回の議案ではありませんけれども、国等へのいわゆる精算部分も2億円、3億円弱ありますので、そういったものがこちらの9億7,000万円、どこか繰越金の中に含まれていて、かなりもう繰り越しが生じているといった状況の中で、今回の返還については、いわゆる歳入として、こちらの9億7,000万円の繰り越しのものを収入の財源として見込んで、補正をさせていただきたいという内容で御提案のほうをさせていただいているところでございます。

以上です。

○青島委員長 この9億7,000万円ぐらいというのは、またほかのところへ出てくるやつだね、補正の中に。平成30年度へ繰り越しというのがあって、その中にほかのやつも含まれている、その矢印、その中から、2,897万4,000円出ているんだよという説明でしょう。

○橋ヶ谷保険年金課長 そうです。

○杉田委員 また後で聞きます。

あと、被保険者数がかなり減ったということなんですけど、ここについて、もう補足説明、何かありますか。減った原因とか理由とか。

○橋ヶ谷保険年金課長 退職被保険者につきましては、先ほど御説明させていただきましたけれども、いわゆる社会保険とか共済等のいわゆる働いている方が加入していて、定

年に伴って、今度国保に入ってくる方で、おおむね65歳未満で年金をもらっている方が対象になります。

減った理由ですけれども、実は制度が大分変わりました、この退職者医療制度につきましては、平成26年度、いわゆる平成27年の3月をもって廃止がされて、それ以降はもう新規の退職被保険者というのは発生しておりません。いわゆる平成27年4月以降は、そういう方々でも、もう制度自体がなくなったものですから、新規の退職被保険者というのは、もう平成27年4月以降はありません。

一方、今まで退職被保険者だった方というのは65歳までというふうに決まっていますので、65歳になると、自動的にもう一般の被保険者になりますので、単純にいうと、新規の方がもういなくなって、一般に変わる方が。

○杉田委員 国保へ行っちゃうよという。

○橋ヶ谷保険年金課長 国保へ行ったことで、要は減ってきているというところがございます。

○杉田委員 わかりました。それで、2,897万円というのは、国に返す、国と県からの負担金をもらっていますよね。そのあれが少し多かったよと、予算よりちょっと多かったもんで、余った分を国だか県だか、国と県って書いてあるんだけど、どっちにどのぐらい返すんですか。

○橋ヶ谷保険年金課長 大きく、今回、今御審議をいただいている1号議案と、今回の案件じゃありませんけど、2号議案の補正をさせていただいて、1号議案が、社会保険診療報酬支払基金への精算になります。2号議案、今回案件にはなっていませんけれども、そちらの補正は、国、県等に返す部分の補正の案件になっているということで、今回は返還する期限が、こちらの支払基金だけは9月28日に期限が定められておりますので、通常の手続きはなくて、今回こういう形で、初日で御審議をしていただくという形をお願いしているところでございます。

○杉田委員 国が幾らで、県が幾らというのは、別に余り大きな問題じゃないのかな。

○橋ヶ谷保険年金課長 金額というか、今回、補正をさせていただいているのが、診療報酬分2億8,000万円程度になります。

一方、2号議案の補正につきましては、国と県と合わせて、おおむね2億4,000万円程度になるかと思っておりますけれども、そちら、補正の2号議案でこれから御審議をしていただくということで、提出はさせていただいているところでございます。

○杉田委員 了解しました。

確認なんですけれど、平成30年度から県単位化というのが施行されて、平成30年度は結果からいうと変わらなかったのか。

○橋ヶ谷保険年金課長 国保税ですか。

○杉田委員 国保税ですが、そのことだけれど、来年度以降、平成31年度以降というのは、今度、県単位化になると、この余分なものはどうのこうのということは、余分が出ます、それを返しますという、それはなくなるということでもいいですか。

○松本委員 診療報酬支払基金というやつはどういうものかというのは御存じだと思うけれど、それをはっきり、こういう制度であって、それを、こういうお金を返すんだよというのをしないと、ごちゃ混ぜになっちゃっているじゃん。

診療報酬支払基金というやつはどういうもんだと、だから、先にこういうお金をもらって、こういうことを充てつけるんだよというのをわかっていれば、そんな混乱しないと思うんだよ。それを説明して、制度を。

○橋ヶ谷保険年金課長 まず、国保の被保険者には2種類というか、2つありまして、1つは、一般の被保険者の方。今回、もう一つの方は、今御説明をさせていただいた退職被保険者という形で、2つあります。

国とか県へのいわゆる補助金につきましては、一般被保険者の医療費に対するものが国とか県から市へ出ます。退職の方につきましては、こちらは社会保険診療報酬支払基金から出ます。そういったところが、まず大きな違いがあります。

今、委員から御質問がありましたけれども、平成29年度まではそういった国、県、あと、社会保険診療報酬支払基金からの補助金が市へ入っていました。平成30年度から制度が変わりまして、今度はそういった金額が市にもう入らなくて、今度は県に入ります。ですから、今度は平成30年度の精算が平成31年度に行われますけれども、そちらはもう既に県へお金が行っていますので、市で精算をするのではなくて、今度は県で精算をします。今回のような精算は今回が最後という形になります。

説明については以上です。

○青島委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第59号「平成30年度焼津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)案」は原案のとおり可決すべきものと決定

○青島委員長 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで市民厚生常任委員会を閉会とする。

閉会(9:37)